

名古屋市告示第75号

動物の飼養又は収容のための許可を必要とする区域の指定

化製場等に関する法律（昭和23年法律第 140号）第 9条第 1項の規定により、動物の飼養又は収容のための許可を必要とする区域を次のように指定します。

併せて、従前の動物の飼養又は収容のための許可を必要とする区域の指定（平成23年名古屋市告示第53号）は廃止します。

平成26年 2月24日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市全域